

第2回 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の施行状況の 点検・検証に係る委員会

議事概要

【日時及び場所】

令和7年11月21日（金）15：00～17：00

農林水産省農村振興局第2会議室

【主な意見等】

- ・ 段階的整備の手引きについて、豪雨対策として洪水吐きの拡幅さえすればよいという内容ではなく、最初に老朽化対策や地震対策についても考慮した上で、段階的整備を行うよう整理していただきたい。
- ・ 資料2において、今後の対応として「第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算の確保」としており、資料にはため池関係の指標のみ記載がある。防災工事等の推進における課題として物価上昇も挙げているが、第1次国土強靱化実施中期計画では「今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する」とされており、こういった点も資料に記載できるのではないかと。（※ホームページ掲載資料は修正済み）
- ・ （ため池の廃止工事における下流域への影響の確認について、）ため池廃止工事や下流水路の管理は市町村が担うことがほとんどで、大きな金額をかけて河川に合流するまで下流水路を全て直さなければいけないのかと誤解されると、ため池廃止工事にブレーキがかかる可能性があり、丁寧に説明すべき。
- ・ 洪水吐きの能力を向上させるのは比較的容易だが、下流水路の通水能力を向上させるのは、地形条件等によって難しい場合もあり、悩ましい問題になっていると感じる。全国でこういった悩みが多いということであれば、事例を収集してはどうか。
- ・ 土地改良法の改正による急施の防災事業は、防災対策の観点からとても重要だと思っており、工事の進捗状況を改善することができるように運用できるとよい。
- ・ 令和12年度までに防災工事が必要なため池は令和6年度末時点で約23,200か所、うち特措法期間内に着手予定のため池が約6,700か所となっている。令和13年度以降相当数対策が必要なため池がある、ということを提言に書いてもよいのではないかと。
- ・ 特措法期間内の防災工事を加速化していかなければいけない中で、点検・検証結果の今後の対応の各事項について、「進捗を加速化するために行う」というニュアンスを追記してはどうか。

【本委員会を通じた感想】

- ・ 国の法律の効果は非常に大きい。特にため池対策があまり進んでいなかった県などでは大きな転機になったのではないかと。まずは特措法期間の残りの5年間、しっかり今の取組を進めていくべきで、防災工事による安全・安心の確保はもちろん、多面的機能なども含めて、国民や議員の皆さんに大切だということを知っていただくことが重要。
- ・ 最終的な目的は、ため池に関わる農村地域の安全・安心を確保することだと認識しており、今は中間評価ということだが、令和12年度にある程度目標が達成できたということが言えるように努めてほしい。防災工事の着手を加速化させるという課題もあり、チャレンジングな政策を期待している。
- ・ 流域治水の取組の中で、水害を減らすためのため池の活用なども色々やっている中、このような防災・減災対策は重要。こういった法律で位置付けられると対策が推進していくので、今後、本法の延長の検討も含め、全てのため池においてしっかりと防災対策がされることを期待している。
- ・ 工事が必要なため池は、評価の結果次第ではこれから増えていく可能性もあり、法期限の令和12年度以降も、今より更にギアを上げて工事が進捗するようにしていく必要があるということに改めて認識した。そういう意味で、予算面、制度面、技術面など、様々な対策を今回挙げていただいております、それらが着実に工事を進捗させられているかどうか、注視していきたい。
- ・ 昨年（ため池管理保全法）、今年と評価委員会に参加させていただいたが、一連の資料を拝見すると、農水省、県、市町村の皆さんの御尽力のおかげで、ため池防災対策の取組が進捗しているということが理解できた。関係の皆さんの御尽力に心から敬意を表したい。
- ・ 当面の目標は令和12年度の目標達成ということになると思うが、令和13年度以降も非常に多くのため池で防災工事が必要という状況になるので、引き続き、持続的にため池防災対策が続けられるよう御尽力いただきたい。

－ 以 上 －